

保護者の皆様

刈谷市長 稲垣 武  
(公 印 省 略)

刈谷市事業所内保育所の保育料負担軽減について（御案内）

平素は、本市発展のためご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、事業所内保育所の保育環境向上及び保護者の経済的負担軽減のため、対象の事業所内保育所に対し、対象児童1人につき月12,400円を交付しています。対象児童の保護者へは、月6,200円（交付額の2分の1）を事業所より還元することとなっておりますので、該当する方は下記によりお手続きください。

記

### 1 対象児童

- (1) 月初から月末までの間刈谷市内に住民登録し、実際に居住していること。
- (2) 当該年度の4月1日現在の年齢が3歳に満たないこと。
- (3) 当該年度の認可保育園の入所申込書又は入園相談記録書を提出し、入園基準を満たして待機していること。
- (4) 60時間以上事業所内保育所に通園していること。
- (5) 事業所内保育所利用に関し、他の補助を受けていないこと。

### 2 手続き

当該年度において軽減を受ける初月の15日までに、当該年度における認可保育園の保育所等利用保留通知書又は事業所選考結果についての通知書を事業所内保育所へご提出ください。

また、保留通知書等がお手元にはない方は、刈谷市役所子ども課へ事業所内保育所利用の旨をお申出ください。負担軽減の対象となる場合に子ども課窓口で確認届をご記入いただきます。

※確認済書は子ども課から対象施設へ送付します。

### 3 軽減方法

各事業所内保育所によって異なります。事業所内保育所へお問い合わせください。

### 4 対象施設一覧

施設名	
たちっちハウス逢妻	たちっちハウス刈谷駅前
たちっちハウス富士松	あい・マミーズサポート刈谷

※掲載内容は令和7年4月1日現在のものです。変更になる可能性があります。

(連絡先 刈谷市役所 次世代育成部 子ども課 管理係 TEL 0566-62-1014)